

番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準	処分基準を定めない理由	所管課
1	偽りその他不正の手段により個人情報の開示を受けた者に対する過料	松前町個人情報保護条例	第49条	根拠条例等の規定のとおり	—	総務課
2	公文書の閲覧又は視聴の停止	松前町個人情報保護条例施行規則	第9条第3項	根拠条例等の規定のとおり	—	総務課
3	公文書の閲覧又は視聴の停止	松前町情報公開条例施行規則	第6条第3項	根拠条例等の規定のとおり	—	総務課
4	閲覧の中止等	松前町長の資産等の公開に関する規則	第10条第6項	根拠条例等の規定のとおり	—	総務課
5	使用料の徴収	松前町行政財産の目的外使用に係る使用料条例	第1条	根拠条例等の規定のとおり	—	財政課
6	退去命令	松前町庁舎等管理規則	第7条	根拠条例等の規定のとおり	—	財政課
7	撤去命令	松前町庁舎等管理規則	第8条	根拠条例等の規定のとおり	—	財政課
8	手数料の徴収	松前町手数料条例	第3条第1項	根拠条例等の規定のとおり	—	財政課
9	過料	松前町手数料条例	第6条	根拠条例等の規定のとおり	—	財政課